

松浦市監査委員公表第7号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月1日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況報告

市民生活課

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>2.支出事務 【指導事項】 環境衛生費関係の補助金について、補助金交付要綱の一部改正が正しく行われていなかったものや、様式中の引用条文が規則(松浦市補助金等交付規則)と相違しているものがあつた。 また、要綱で定める申請書の様式の一部を省略した様式により交付申請されていたものも見受けられたことから、関係例規等を確認のうえ適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>ご指摘があつた、環境衛生関係の補助金については、令和4年3月25日付け、松浦市告示第43号の告示により要綱の一部改正を行い、同日付けをもって施行しています。 (松浦市火葬場使用補助金交付要綱)</p>

措置状況報告

健康ほけん課

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>3.契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 福島診療所との委託契約について、契約当事者の双方が市長となっており、民法第108条で禁止されている双方代理に該当するおそれがあるため、今後の契約については、当事者のいずれかについて契約に関する権限を別の者に委任されたい。なお、契約締結の必要性についても根拠を整理されたい。</p> <p>オ 青島診療所の医薬材料購入について、見積結果に基づき医薬品ごとに納入業者を決定しているが、決定業者とは異なる業者から納入されているものがあつた。経緯を整理し、改善策を講じられたい。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、一般会計から福島診療所特別会計への委託料を支出する根拠のために、契約締結を行う必要がございます。委託契約の契約当事者については、4年度の契約からは一方を副市長として契約書を作成することとし、締結をいたしました。</p> <p>青島診療所の医薬材料購入につきましては、業者から見積書を徴し医薬品ごとの納入業者を決定していますが、業者においては年度当初の見積書提出が困難とのことで、年度当初に納入された医薬品については、納入業者決定後の請求において差額分の精算を行っておりました。4年度においては、4月1日から見積書提出による業者決定までの間は、旧年度の各業者の取扱い医薬品、価格で購入するよう随意契約を締結いたしました。</p>